

松山市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正（案）の概要

I. 改正の経緯

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項及び第2項の規定により、各自治体が厚生労働省令の基準を参考にして条例で定めることとされています。

令和6年8月30日に救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）（省令）が改正され、令和6年10月1日から施行されることに伴い、松山市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第66号）を全部改正するものです。

※今回のパブリックコメントで意見を募集するのは、関係省令で示された基準を参考に市が基準を定めるときに、市に裁量がある「参酌すべき基準」に関するものです。

II. 条例の改正内容

松山市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

＜改正内容＞

- 以下のとおり救護施設等の入所者ごとの支援計画の作成を制度化する方向で基準を見直します。
 - ①救護施設は、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととする。
 - ②更生施設は、更生計画に代わるものとして、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととする。

III. 根拠法令

- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項及び第2項

IV. 施行日

公布の日